

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

栃木厚生年金 事案 1874

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年9月は36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年3月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から10年4月1日まで
年金事務所から連絡を受けて、A社における申立期間の標準報酬月額が低くなっていることに初めて気づいた。経理担当だったが、標準報酬月額の引下げについては知らなかった。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年9月は36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年3月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年4月30日以降の同年9月8日付けで、8年9月1日に遡っていずれも9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人のほかの3人についても、申立人と同様に平成10年9月8日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されている上、役員2人についても同年5月14日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されている。

さらに、事業主とは連絡がとれず、当時の状況を聴取することができないが、不納欠損整理簿により当該事業所が社会保険料を滞納していたことが推認できる。

加えて、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が申立人は経営には関与していなかった旨証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が上記の記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係

る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成8年9月は36万円、同年10月から9年9月までは38万円、同年10月から10年3月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

A社を昭和47年9月30日付けで退職したにもかかわらず、年金記録では厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の退職の承認に係る稟議書及び経理関係帳簿により、申立人は昭和47年9月30日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年8月の標準報酬月額の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年9月30日とされており、事業主も、「申立人の資格喪失日を昭和47年10月1日とすべきところ、誤って同年9月30日として届け出た。」としていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

申立期間については、A社から関連会社のB社に籍を異動した時期であるが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が空白期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社及び関連会社であるB社の事業主の回答及び証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成10年3月1日にA社からB社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成10年1月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月31日から59年1月1日まで

A社に昭和58年の年末まで勤務していたが、同年12月の厚生年金保険の被保険者期間の記録が欠落している。雇用保険受給資格者証には同年12月31日に離職との記載があり勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管している退職者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は当該事業所に昭和58年12月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る給与の支給及び保険料の控除について、当該事業所では、「月末に退職した者については、退職月の分の給与を支給し、保険料も控除している。」と回答していることから、申立人についても、申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における昭和58年11月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、当該事業所では、「資格の喪失日については翌月1日として届出を行っていたと思われる。」と回答しているが、それを示す具体的な資料は無く、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、昭和59年1月1日として届け出たものを、社会保険事務所（当時）が58年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。